

県民総合体育大会埼玉県実行委員会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、県民総合体育大会埼玉県実行委員会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を埼玉県県民生活部スポーツ振興課内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、県民総合体育大会（以下「大会」という。）を開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総合企画及び運営に関すること。
- (2) 関係競技団体、その他の関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- (3) 実施主体団体への指導・助成に関すること。
- (4) スポーツフェスティバルの開催に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第 2 章 組 織

(組 織)

第5条 本会は、県、市町村、関係機関、関係団体の役職員ならびに学識経験者のうちから会長が委嘱したのもをもって組織する。（以下「委員」という。）

(役 員)

第6条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 監 事 若干名

2 本会に、顧問及び参与をおくことができる。

(役員の委嘱)

第7条 会長は、埼玉県知事をもってあてる。

- 2 その他の役員は、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあったときは、会務を代理する。

3 監事は財務を監査する。

4 顧問は、重要事項について会長の諮問に応じ、参与は、重要な会務に参与する。

(任期)

第9条 役員の仕事は、本会の目的が達成され一切の事務が完結するまでとする。

第 3 章 会 議

(会議の種類)

第10条 本会に次の会議を置く。

(1) 総 会

(2) 常任委員会

(総 会)

第11条 総会は、会長が召集し、次に掲げる事項を審議する。

(1) 大会の基本方針及び運営に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 会則の制定及び改廃に関すること。

(4) その他重要な事項に関すること。

(常任委員会)

第12条 常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)は、委員のうちから会長が委嘱する。

2 常任委員会に常任委員長及び常任副委員長をおく。

3 常任委員長及び常任副委員長は、常任委員の互選とする。

4 常任委員会は、会長の承認を得て常任委員長が召集し、総会から委任を受けた事項及び緊急を要する事項を審議決定する。この場合には、次回の総会に報告し、承認を受けなければならない。

5 会議は、常任委員長が議長となる。

(各地区・市町村実行委員会)

第13条 各地区・市町村実行委員会を組織する場合は、本会の会則に準じ各地区・市町村が定める。

2 各地区・市町村実行委員会に関する規程は、本会の会則に準じ各地区・市町村が定める。

(議 決)

第 14 条 会議の議決は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 4 章 事 務 局

(事務局)

第 15 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 5 章 会 計

(経 費)

第 16 条 本会の経費は県費委託金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度等)

第 17 条 本会の会計年度は、4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

第 6 章 補 則

(委 任)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この会則は、昭和 63 年 4 月 12 日から施行する。

附 則 この会則は、平成 元年 4 月 18 日から改正施行する。

附 則 この会則は、平成 2 年 4 月 18 日から改正施行する。

附 則 この会則は、平成 4 年 4 月 18 日から改正施行する。

附 則 この会則は、平成 15 年 4 月 30 日から改正施行する。

附 則 この会則は、平成 18 年 4 月 25 日から改正施行する。

附 則 この会則は、平成 19 年 4 月 27 日から改正施行する。

附 則 この会則は、平成 27 年 4 月 24 日から改正施行する。